

令和元年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	福祉保健部障害福祉課									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称					
	03	01	03	020	地域生活支援事業					
	中 事 業	中 事 業 名 称			節	細 節	細 々 節	細 々 節 名 称		
	05	理解促進研修・啓発事業			19	3	1	障害・難病等啓発事業補助金		
補助金等の名称	障害・難病等啓発事業補助金									
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	平成28	年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他			
支出先名称	(※参考：平成30年度実績 東久留米パーキンソン病友の会、東久留米市ろうあ協会、 発達支援サークルde・cobo、東久留米障害児・者ハロウィンパレード実行委員会)									
会 計 年 度	(予算・決算)額	財源内訳					一般財源			
		特定財源					一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源				
令和元年度	250	125	62			63				
平成30年度	200	62	31			107				
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）										
法 令 等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律									
市条例・要綱等	東久留米市障害・難病等啓発事業補助金交付要綱									
目的及び効果	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対してその事業費の一部を補助することにより、東久留米市民及び関係者に対して障害、難病疾患等に関する理解を促進し、もって障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理解と制度周知の促進を図る。									

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	はい		いいえ	○
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である（注）	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	○

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	<p>市が新たに障害者差別解消法に関する市民向け講演会等を実施した場合、内容の検討や講師依頼、会場設営等の事務に多大な人件費等の費用が必要となる。当事者が主催する講演会等の事業を補助し、市民に対し啓発を図ることにより、効果的かつ低費用での効果が期待できる。</p>
令和2年度以降の方向性	<p>平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、東京都では平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行された。障害者、難病患者への差別をなくすためには、障害・難病への理解が必要であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けても、引き続き障害、難病に対する理解促進、啓発が必要とされている。地域生活支援事業の必須事業でもあり、今後も障害・難病等の理解促進・啓発を図るため継続する。</p>